

明日を支える国民年金

65歳になったときから支給されます。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金に加入して保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある方に、65歳から支給されます。

受給条件の特別措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた方で厚生年金あるいは共済組合の加入期間のみで、または両方の加入期間を合算して、次の表1の期間を満たしていれば支給されます。

繰り上げ請求をすると65歳になる前からでも受けられますが、表2のとおり受給率に減額され、65歳になっても引き上げられることはなく、生涯減額されたままの年金額となります。

年金額は

785,500円（年額）です。ただし、この額は、加入可能年数の全期間について保険料を納めた場合の支給額です。

保険料の納め忘れなどで加入可能年数に満たない場合は、次の計算式によって減額されます。

★年金額計算式

$$785,500円 \times \frac{(\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数}) \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12 (\text{月})}$$

（表1）

生年月日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

繰り上げ（表2）

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
受給率	58%	65%	72%	80%	89%	100%

障害者になったときに支給されます。

障害基礎年金

国民年金に加入している間などに病気やけがをし、障害が残った場合に支給されます。

ただし、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の2/3以上あるか、最近の1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

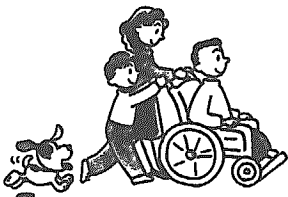
また、20歳になる前の病気やけがで

障害者になった人にも、20歳から障害基礎年金が支給されます。

年金額は 1級 981,900円
2級 785,500円

一緒に生活している18歳未満（障害がある場合は20歳未満）の子があるときは、次の額が加算されます。

子の数	加算額
1人目・2人目	各 226,000円
3人目以降	各 75,300円



一家の働き手を亡くしたときに支給されます。

遺族基礎年金

年金を受ける条件	妻が受けるとき	子が受けるとき
	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、一緒に生活している18歳に達した後の3月31日まで（障害のある子は20歳未満）の子がある妻に支給されます。	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人（父や母）が亡くなり、18歳に達した後の3月31日まで（障害のある子は20歳未満）の子だけが残されたときにその子に支給されます。

・妻が支給を受けるとき（年額）

子の数	基本額	加算額	合計
1人のとき	78万5,500円	22万6,000円	101万1,500円
2人のとき	78万5,500円	45万2,000円	123万7,500円
3人のとき	78万5,500円	45万2,000円+7万5,300円	131万2,800円

※子が4人以上いるときは、子が3人いるときの合計額に、子1人につき年額7万5,300円を加算した額。

・子が支給を受けるとき（年額）

子の数	基本額	加算額	合計	子1人あたりの額
1人のとき	78万5,500円	—	78万5,500円	78万5,500円
2人のとき	78万5,500円	22万6,000円	101万1,500円	50万5,800円

※子が3人以上いるときは、子が2人いるときの合計額に、子1人につき年額7万5,300円を加算した額。

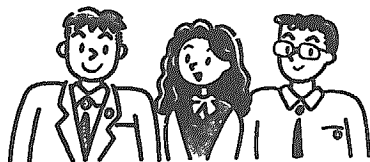
加入期間の2/3以上あるか、最近の1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

第1号被保険者



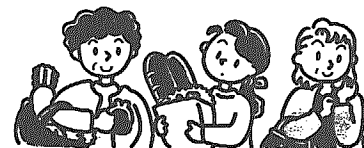
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、学生及び農業、漁業、自営業や自由業の人とその家族。

第2号被保険者



サラリーマンや公務員などで厚生年金・共済組合などの被用者年金に加入している人。

第3号被保険者



厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。



沢海おたのしみ会のみなさん

20歳になったら全員が国民年金に加入

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住居のある20歳以上60歳未満の人です。平成三年四月一日からは今まで加入するしないは任意だった学生も、二十歳になったらすべて加入しなければならなくなりました。国民年金の加入者は、保険料を納める方法の違いにより、第一号被保険者、第二号被保険者、第三号被保険者の三種類に分かれます。

保険料について

保険料は現在で、月額一、七〇〇円ですが、必要な財源を保つために、物価にスライドして毎年改定されます。保険料の納め方については次のとおりです。
●第1号被保険者
役場から送られてくる納付書によって、役場や金融機関の窓口で納めたり、口座振替を利用することにより、納期ごとに指定の口座から自動的に納めたりすることができます。
●第2号被保険者・第3号被保険者
厚生年金や共済組合の掛け金の中から、拠出金としてまとめて支払われますから、保険料を別個に負担する必要はありません。

保険料の免除制度

経済的な理由などから、どうしても保険料が納められないときは、保険料が免除されることとなりますが、年金額を計算する時その期間分を三分の一に減額することになります。ゆとりができた時に十年以内に限り納めることができます。免除制度については次のとおりです。

法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている時や障害基礎年金などを受けている時、役場に届け出ることでその間の保険料は免除されます。
●申請免除
所得がない時や地方税法上の障害者または寡婦で所得が一定以下の時など、申請し承認されれば免除されます。
●学生の保険料免除
同居か別居か、国公立の学生か私立の学生かによって、保険料が免除になる親の所得の基準額が定められています。ただし学生本人に所得税が課税されている時は、免除されません。

国民年金から支給される年金

主に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の三種があり、その他、第一号被保険者には、定額の保険料に付加保険料を乗せて納めることにより将来加算されてもらうことのできる付加年金。老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が六十歳から六十五歳まで支給される寡婦年金、三年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給される死亡一時金があります。